

介護予防センター元町 一口メモ (1) 2007. 7. 24

いま、高齢者はこう区分され、サービスを受けます。

区分	事業	内容
一般高齢者	介護予防一般高齢者施策	介護予防センターで実施(すこやか倶楽部、転倒予防教室など)
特定高齢者	介護予防特定高齢者施策 	介護予防ケアプラン作成 (地域包括支援センター) ①運動器の機能向上 ②口腔機能の向上 ③閉じこもり予防支援 ④認知症予防・支援 ⑤うつ予防・支援 ◇サービスには、通所型・訪問型サービスがあります。 ◆③④については介護予防センター「すこやか倶楽部」などへの参加を。
準特定高齢者 (注)	介護予防特定高齢者施策	H19年度から①の筋力向上トレーニング事業(健康づくりセンターで実施)の対象者が拡大されました (注:呼称は札幌市独自のものです)
要支援者	介護保険 介護予防サービス	要支援1 要支援2 の認定を受けた方が利用できます
要介護者	介護保険 介護サービス	要介護1 2 3 4 5 の認定を受けた方が利用できます

元町地区の高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して生活をおくれるように、地域の関係機関が連携・協力をしていきましょう。

内容の詳細につきましては、お気軽にお問い合わせ下さい。